



林間国際法律事務所

Newsletter

2026

4

NO.2

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことや所属弁護士等についてさせてお伝えいただくことを目的としています。
気になるトピック・ご質問があれば、ぜひお問い合わせ下さい。



今月のひとこと法律メモ

新しい仲間を迎えた今こそ、
知っておきたい「試用期間」

新年度、新たに仲間を迎えられた企業様もいらっしゃるかと存じます。

多くの企業で「試用期間（3ヶ月～6ヶ月程度）」を設けていますが、「合わなければ本採用しなければいい」という考えには、実は大きな法的落とし穴があります。

法律上、試用期間中であっても解雇には「客観的に合理的な理由」と「社会通念上の相当性」が必要です。

つまり、通常の解雇よりは広く認められるものの、決して自由ではありません。

【よくある「危ない」判断例】

- 「なんとなく社風に合わない気がする」
- 「期待していたより仕事のスピードが遅い」
- 「一度注意したが、すぐには改善されなかった」

これらだけの理由で契約を終えようとする、後に不当解雇としてトラブルに発展するリスクがあります。

【「転ばぬ先の杖」アドバイス】

1. 具体的な指導記録を残す

「いつ何を指導し、本人がどう反応したか」のメモが、いざという時の強力な守りになります。

2. 期待値を明確に伝える

「期間中にここまで到達してほしい」という基準を共有し、改善の機会を与えることが大切です。

「このケースはどうだろう？」と少しでも迷われた際は、ボタンの掛け違いが大きくなる前に、ぜひお気軽にご相談ください。